宿泊約款

第１条（適用範囲）

当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

２．当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第２条（宿泊契約の申込み）

当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

（１）　宿泊者名

（２）　宿泊日及び到着予定時刻

（３）　宿泊料金

（４）　その他当館が必要と認める事項

２．宿泊客が、宿泊中に前項第２号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第３条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

２．前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（３日を超えるときは３日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までにお支払いいただきます。申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第６条及び第１８条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第１２条の規定による料金の支払いの際に返還します。

3. 前項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期間日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第４条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

前条第２項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

２．宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第２項の申込金の支払いを求めなかった場合

及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第５条（宿泊契約締結の拒否）

当館は、次に揚げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

（１）　宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

（２）　満室（員）により客室の余裕がないとき。

（３）　宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

（４）　宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

（５）　宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

（６）　宿泊しようとする者が特定感染者の患者等であると明らかに認められるとき。

（７）　宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

（８）　天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

（９）　東京都条例第５４号（東京都暴力団排除条例）の規定する場合に該当するとき。

(10)　不当な割引や契約にない送迎、部屋のアップグレードなど過剰なサービス、対面や電話などにより長時間にわたって不当な要求をされたとき。

第６条（宿泊客の契約解除権）

宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

２．当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第３条第２項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第２に揚げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第４条第１項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

３．当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後８時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を２時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第７条（当館の契約解除権）

当館は、次に揚げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

（１）　宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

（２）　宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

（３）　宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

（４）　宿泊客が特定感染症の患者等であると明らかに認められるとき。

（５）　宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

（６）　天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

（７）　東京都条例第５４号（東京都暴力団排除条例）の規定する場合に該当するとき。

（８）　寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規約の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。

（９）　不当な割引や契約にない送迎、部屋のアップグレードなど過剰なサービス、対面や電話などにより長時間にわたって不当な要求をされたとき。

２．当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第８条（宿泊の登録）

宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

（１）　宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び連絡先

（２）　外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

（３）　出発日及び出発予定時刻

（４）　その他当館が必要と認める事項

２．宿泊客が第１２条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第９条（客室の使用時間）

宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後３時から翌朝１０時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

２．当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。

この場合には次に揚げる追加料金を申し受けます。

（１）　超過３時間までは、室料金の３分の１

（２）　超過６時間までは、室料金の２分の１

（３）　超過６時間以上は、室料金の全額

３．前項の室料金は、基本宿泊料と同額とします。

第１０条（利用規約の遵守）

宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第１１条（営業時間）

当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとします。

フロントサービス　８：００～２１：００

２．前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第１２条（料金の支払い）

宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別に揚げるところによります。

２．前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテル（館）が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

３．当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けします。

第１３条（当館の責任）

当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

２．当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第１４条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

２．当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室を提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第１５条（寄託物等の取扱い）

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は 150,000 円（税込）を限度として損害を賠償します。

２．宿泊客が、当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館の故意又は重大な過失がある場合を除き、150,000 円（税込）を限度として当館はその損害を賠償します。

第１６条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

２．宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め７日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

３．前２項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第１項の場合にあっては前条第１項の規定に、前項の場合にあっては同条第２項の規定に準じるものとします。

第１７条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第１　宿泊料金等の内訳（第２条第１項及び第１２条第１項関係）

宿泊客が支払うべき総額	内訳
宿泊料金	① 基本宿泊料（室料及び朝・夕食等の料飲料）
追加料金	② 追加飲食（①に含まれるものを除く料飲料） ③ 物販
税金	消費税・地方税等法令により規定される消費税及び宿泊税

備考

１　基本宿泊料は掲示する料金表によります。

２　子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の７０％、子供用食事と寝具を提供したときは５０％を頂きます。寝具及び食事を提供しない幼児については、無料です。

別表第２　違約金（第６条第２項関係）

契約解除の通知を受けた日 契約申込人数	不泊	当日	前日	3日前	5日前	7日前
10名まで	100%	100%	80%	50%	50%	10%

(注)　%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、１日分（初日）の違約金を収受します。